令和4年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人東京学芸大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号。以下「法律」という。)第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における環境物品等の調達実績の概要をとりまとめたので公表する。

1. 令和4年度の経緯

令和4年度については、同年4月1日国立大学法人東京学芸大学における「環境物品等の 調達の推進を図るための方針」に基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

(1) 特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等については、別表「令和4年度特定調達品目調達実績取りま とめ表」等のとおりである。

① 目標達成状況

物品及び役務については、調達方針において調達総量に対する基準を満足する物品等の 調達量の割合により目標設定を行う品目については、各特定調達品目とも100%を目標 とし、全ての項目において、目標を達成することができた。

公共工事については、使用される資機材等が多種多様なことから目標値を設定していないが、判断の基準を満たす適用品を100%調達することができた。

(2) 特定調達物品等以外の環境物品等の調達における環境配慮の実績

環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負担の少ない物品等の調達に 努めることとし、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が表示された環境保全に配慮されている製品、またはこれと同等のものを調達するように努めた。また、OA機器・電化製品においては、消費電力が少なく、かつ再生材料を多く使用されているものを選択するよう努めた。

(3) その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

物品等を納品する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して、事業者 自身がグリーン購入法を推進するように働きかけるとともに、物品の納入等に際しては、 できるだけ低公害車の利用・アイドリングストップの励行等エコドライブに努めるよう働 きかけた。また、公共工事の請負事業者に対して建設機械を使用するときには、排出ガス 対策をした低騒音型を使用するように指導した。

3. 当該年度調達実績に関する評価

物品及び役務については、調達方針に掲げる目標を達成することができた。

なお、令和5年度についても、引き続き環境物品等の調達の一層の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品の調達に努めることとする。

本件に対する窓口

物品関係:財務・研究推進部経理課経理調達第三係 電話 042-329-7409

公共工事:財務·研究推進部施設課施設企画係 電話 042-329-7158